

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

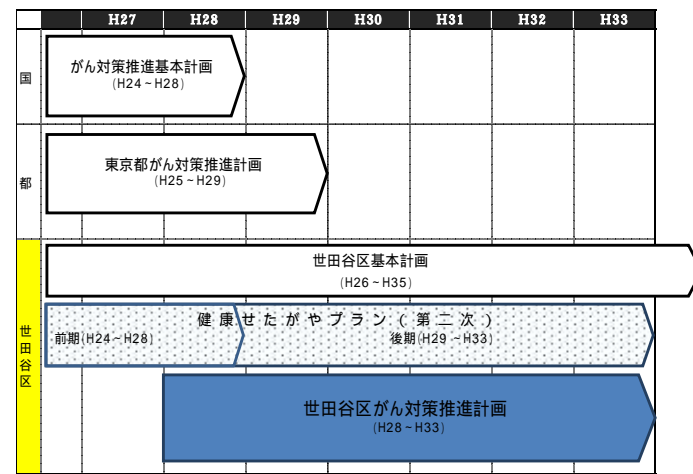
がんは、昭和56年よりわが国の死因の第1位となり、2人に1人ががんにかかる時代となった。国…平成19年4月「がん対策推進基本法」施行、同年6月「がん対策推進基本計画」策定
都…平成20年3月「東京都がん対策推進計画」策定。平成25年6月「同計画」第一次改定
区…平成18年4月「世田谷区健康づくり推進条例」施行、平成24年4月「健康せたがやプラン（第二次）」策定 平成27年4月「世田谷区がん対策推進条例」施行

2 計画の位置づけ

この計画は、世田谷区がん対策推進条例の推進計画として策定し、国の「がん対策推進基本計画」及び「東京都がん対策推進計画」との整合性を図りつつ、「健康せたがやプラン（第二次）」を上位計画と位置づける。

3 計画期間

上位計画である「世田谷区健康せたがやプラン（第二次）」の計画終期は平成33年度までとなっている。上位計画と本計画の計画期間の整合を図る観点から、本計画の計画期間を平成28年度から平成33年度までの6年間とする。ただし、健康せたがやプラン（第二次）前期計画（平成24年度～平成28年度）の本計画に係る部分については、本計画に沿って計画内容を修正し、後期計画に引き継ぐものとする。



第2章 がんを取り巻く状況

1 世田谷区の現状

がんは、高齢化に伴って罹患リスクが高まるので、高齢化率の増加に伴い罹患率も上昇している。区民の死因の6割が生活習慣病で、その第1位ががんによるものであり、死因全体の約3割を占めている。がんによる死亡者数及び死亡割合は、年々増加している。

2 区のがん検診の状況

国の指針に基づく5がん（胃、大腸、肺、子宮、乳）検診と、独自事業の2がん（前立腺、口腔）検診を実施。受診率向上策として、個別勧奨の強化、無料クーポン券の送付、特定健診との同時受診の導入、土曜日受診の拡充などに取り組んできた。目標受診率を設定しているが、目標受診率に届いていない検診が半数以上であり、国の受診率より低い現状である。

第3章 基本方針と目標

1 基本方針

がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会の実現

2 基本目標

区民一人ひとりが、がんに関する理解を深め予防に努めている

がん患者や家族が、地域で理解や必要な支援を受けながら安心して生活している

第4章 分野別施策

1 がん予防の推進

(1) 科学的根拠に基づくがん予防の推進

- 「日本人のためのがん予防法」に基づく生活習慣の見直しの推進
 - ・わかりやすい情報の提供
 - ・ウイルス等の感染に起因するがん予防の啓発と予防検診の検討
 - ・肝炎ウイルス検診の勧奨
 - ・教育委員会と連携したHPVの知識の普及
 - ・ピロリ菌除菌治療の保険適用の周知
 - ・ABC検査の予防事業としての導入の検討
- ##### (2) 喫煙による健康被害防止対策の推進
- 医療機関と連携した禁煙希望者への禁煙支援の推進
 - ・検診時における禁煙希望者への禁煙外来の案内
 - ・たばこの健康被害に関する普及啓発
 - ・妊婦に対する影響に関する啓発
 - ・未成年者の喫煙防止の啓発
 - ・受動喫煙防止策の推進
 - ・受動喫煙防止協力店の拡充

2 がんの早期発見に向けた取組みの推進

(1) 科学的根拠に基づくがん検診の推進

- 国の指針等を踏まえたがん検診の見直しに向けた検討
 - ・胃がん検診：国の指針の見直し（内視鏡の導入）を踏まえた検討
 - ・子宮頸がん検診：受診対象と受診間隔の検討
 - ・乳がん検診：国での新たな検診項目の検討の動向を踏まえた検討
 - ・肺がん検診：要件の見直しと検診時の禁煙外来への案内
 - ・大腸がん検診：陽性者への精密検査への誘導の検討
 - ・前立腺がん検診：受診対象者の拡充検討
 - ・口腔がん検診：区民意識の啓発と検診スキルの向上
 - 検診の目標受診率の設定と受診率向上に向けた取組み
 - ・新たな目標受診率の設定
 - ・事業主と連携した受診の働きかけ
 - ・受診しやすい検診体制の整備
 - ・土曜日検診の拡充
 - ・異常なしの結果の郵送の検討
 - ・非課税世帯に対する自己負担金の免除
- ##### (2) 受診結果の活用による精度管理の推進
- 精密検査受診率の向上に向けた取組みの推進
 - ・受診勧奨の強化
 - ・検診の質の向上に向けた事業評価等の推進
 - ・国のプロセス評価指標の許容値の達成
 - ・検診データによる事業評価の検討

3 がんに関する教育・啓発の推進

(1) がんに関する教育の推進

- 教科書を補足する新たな資料の作成と教育現場における活用
 - ・がんに関する学習資料の作成と活用
 - ・拠点病院や患者団体等と連携したがん教育の実施
 - ・拠点病院等医療関係者やがん患者支援団体と連携した学びの場の提供
- ##### (2) がんに関する正しい知識の普及
- 健康手帳を活用した20歳以上の区民への情報提供
 - ・職域団体・地域団体等と連携した情報提供
 - ・わかりやすい情報の提供
 - ・協会けんぽとの相互協力による情報提供と検診周知
 - ・がん対策ポータルサイトの開設

4 がん患者や家族への支援の充実

(1) 地域での生活を支えるための取組みの推進

- 相談支援の充実
- ・保健センターがん相談コーナーの拡充
- ・拠点病院との連携によるがん相談コーナーの体制整備
- ・がん患者及び家族への支援の充実
- ・社会保険労務士等専門職や患者支援団体と連携した支援体制の充実
- ・（仮称）在宅療養支援ハンドブックの作成・配付
- ・緩和ケアの必要性の理解促進
- ・関係機関と連携した信頼できる情報の発信
- ・ホームページや図書館等を活用した総合的情報の発信
- ・情報発信拠点としての保健センターの機能強化
- ・東京都医療連携手帳の活用周知
- ・地域包括ケアシステムと在宅療養支援の推進
- ・在宅療養支援を支える地域包括支援システムの構築
- ・多職種が連携した医療・介護サービスの提供体制の構築に向けた検討
- ・産業振興部門や関係機関と連携した就労と治療の両立の支援
- ・都や拠点病院、産業振興部門と連携した、がん患者が働きやすい環境づくりに関する普及・啓発
- ・関係機関と連携した就労に関する相談の検討

第5章 計画の推進に向けて

- この計画は、「世田谷区がん対策推進条例」に基づき、がん対策を総合的に推進するために策定する。この計画の基本理念である「がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会」を実現するためには、区民、事業者、保健医療福祉関係者、区が目標を共有し協力して取組みを進めることが重要である。
- 区のがん対策の推進にあたっては、医師・歯科医師・薬剤師や福祉関係者、がん経験者である区民等が参加する「世田谷区がん対策推進委員会」での協議を踏まえ多様な意見を反映させるよう努める。
- 国や都が策定する「がん対策推進基本計画」「東京都がん対策推進計画（第一次改定）」との連携・整合を図りながら区の取組みを推進するとともに、がんに関する状況の変化等を踏まえ、必要がある場合は見直しを行う。